

青森県総合防除計画について

策定の背景

- ▶ 国は、植物防疫法の改正（令和4年4月成立）に伴い、「総合防除基本指針」（令和4年11月告示）を策定し、化学農薬のみに頼らない「総合防除」を推進することとした。
- ▶ 県は、基本指針に即し、かつ、地域の実情に応じて「総合防除計画」を策定することとされた。
- ▶ また、関連施策である「みどりの食料システム戦略（令和3年5月策定）」では、2050年までに「化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減」することが目標の一つとされている。

※ 総合防除：有害動植物（病害虫や雑草）の発生を抑えるため、利用可能なすべての防除技術を講じること。

計画の概要

- ▶ 本県で対応が必要な病害虫133種類（29作物）について、「予防・判断・防除」といった総合防除の内容のほか、県や関係機関・団体における推進体制を定めている。
- ▶ また、異常発生時の防除の内容及び実施体制を定めている。

1 総合防除の基本的な事項

- ・「予防・判断・防除」といった総合防除の考え方のほか、農薬の適正使用の推進など

2 病害虫ごとの総合防除の内容

- ・「予防・判断・防除」の具体的な技術内容

3 総合防除の推進・実施体制

- ・県や関係機関・団体、農業者等における役割（平常時の推進体制、異常発生時の実施体制等）

4 遵守事項

- ・すべての農業者が実施することとして、「りんごのモモシクイガ」の防除内容を設定
- ・農業者が「指導助言 → 勧告 → 命令」に従わない場合は、30万円以下の過料に処される



農薬散布

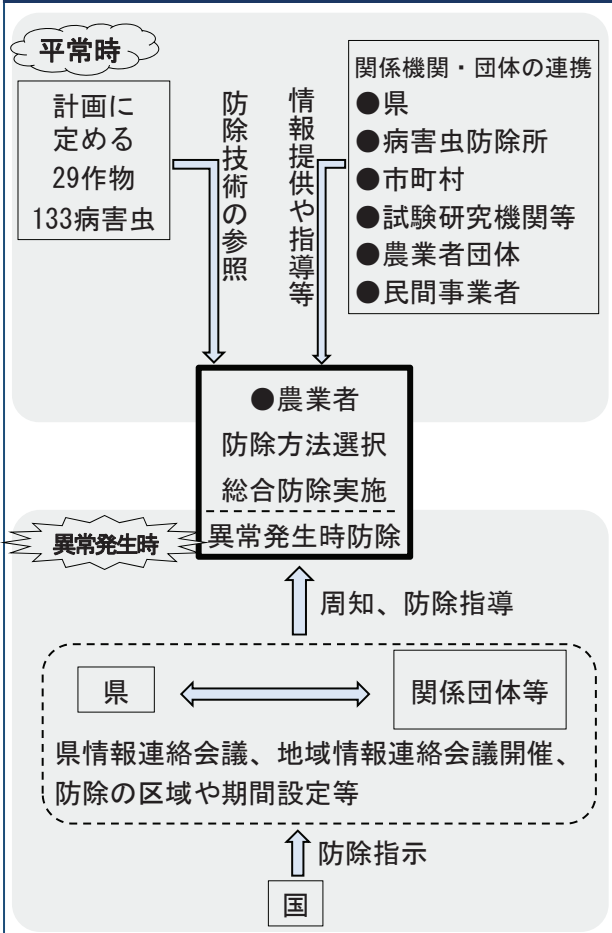


粗皮削り



フェロモントラップの設置

推進・実施体制



遵守事項「りんごのモモシクイガ」

遵守事項に「りんごのモモシクイガ」を設定した理由

<主な課題>

- ◆ 夏季高温による発生の早期化・長期化
- ◆ 発生源となる放任園の増加
- ◆ 耕種的防除手段である有袋栽培の減少
- ◆ 農薬の再評価制度による農薬の減少
- ◆ 台湾の輸入検疫対象害虫



モモシクイガは、果実に幼虫が侵入して加害

➡ まん延した場合は本県の主産業である **りんごに大きな影響**



【予防に関する措置】

- 1 被害果は園地に放置せず、必ず処分する。
- 2 5月中旬に交信かく乱剤を設置する。
- 3 前年の被害果が多い場合は、6月中旬までに袋かけを行う。

【判断、防除に関する措置】

- 4 被害果は見付け次第処分する。
- 5 定期防除（6月中旬～8月末）においては、毎回有効な薬剤を散布する。「7月初め」の防除にはピレスロイド剤を使用する。
- 6 発生予察情報を参考に防除を実施する。